

自由民主党宮崎県支部連合会 壮年局規約

(名 称)

第 1 条 本会を、自由民主党宮崎県支部連合会壮年局（以下「壮年局」という。）と称し、事務所を自由民主党宮崎県支部連合会に置く。

(目 的)

第 2 条 本壮年局は、県連組織委員会の模範的、指導的組織として党の活動に積極的に携わるとともに、党勢拡大など組織の充実強化に努める。

(構 成)

第 3 条 本壮年局は、概ね50歳以上の党员をもって構成する。

(役員及び任務)

第 4 条 壮年局に次の役員を置く。

- 1) 局 長 1名
- 2) 次 長 若干名
- 3) 幹 事 長 1名
- 4) 副幹事長 若干名
- 5) 監 事 2名

2. 局長は本壮年局を代表し、その局務を総括する。
3. 次長は局長を補佐し、局長に事故ある時はその職務を代行す。
4. 幹事長は局長の命を受け、局務を処理する。
5. 副幹事長は、幹事長を補佐する。
6. 監事は、局務及び会計を監査する。

(役員を選任)

第 5 条 局長は壮年局長会で選出する。

2. 次長及び正・副幹事長は、局長が任命し、壮年局長会に報告する。
3. 監事は局長が指名し、役員会において選任する。

(役員任期)

第 6 条 役員任期は2ヵ年とする。但し、再任を妨げない。

2. 役員は任期を満了しても、後任者決定まではその職務を執る。

(運 営)

第 7 条 本壮年局に次の会議を設ける。

- 1) 壮年局長会
- 2) 役 員 会

第 8 条 壮年局長会は、本壮年局の最高決議機関であって、本壮年局役員と地域支部壮年局長をもって構成する。

2. 壮年局長会は、毎年開催し局長がこれを召集する。但し、必要に応じて臨時壮年局長会を開くことができる。
3. 壮年局長会は、構成員の過半数で成立し、議事は出席者の過半数の同意で決定する。可否同数の場合は議長の決するところによる。
4. 壮年局長会は、局長が議長として会議を運営する。
5. 壮年局長会においては、次の事項を審議する。

- 1) 活動方針
- 2) 役員承認
- 3) 規約の設定・変更・廃止承認
- 4) その他

6. 壮年局長会を開催することが困難な事由が発生した場合には、役員会をもって壮年局長会に代えることができる。但し、次の壮年局長会に報告しなければならない。

第 9 条 役員会は局長が召集し、局長が議長として会議を運営する。

2. 役員会は、壮年局の運営全般について協議し方針等を決定する。

(経 費)

第 10 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 11 条 本壮年局の経費は、県連より支弁する。

附 則

- 1、本規約は、令和 3 年 5 月 22 日から施行する。